

麻薬教育認定薬剤師 資格更新について

2021年4月30日

2021年9月10日改訂

麻薬教育認定薬剤師 各位

一般社団法人 日本緩和医療薬学会
代表理事 塩川 満
教育研修委員会委員長 中川 貴之

皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2018年より、長らくの間、制度の見直しのため新規募集を中断していた麻薬教育認定薬剤師につきまして、2016年～2018年に麻薬教育認定薬剤師を取得された皆様におかれましては、多大なご心配とご迷惑をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんでした。コロナ禍を挟み、大変長い時間がかかってしまいましたが、この度、新規募集を再開できることとなりました。教育・研修方法も大幅に見直しており、新しく設定した麻薬教育認定薬剤師のコンピテンシーに従い、麻薬教育に関する学習をして頂きます。また、学習方法として学習管理システム（Learning Management System : LMS）を用いたe-ラーニングを導入し、また、研修会もオンラインで実施する予定です。またこの見直しに伴い、本認定制度の資格更新につきましても、変更を加えていますので、下記の資格更新方法等をよくお読みになり、適切に更新申請して頂くようお願いいたします。なお、2016年～2018年に麻薬教育認定薬剤師を取得された方については、資格更新要件や更新料につきまして特別に配慮しています。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、2020年度は更新期間の5年間に含めなくてもいいという措置を取らせて頂きます（6.参照）。

1. 麻薬教育認定制度の目的

医療用麻薬は、がん患者を痛みから解放するなど緩和ケアにおいて必要不可欠な医薬品ですが、国民の医療用麻薬に対する誤解や偏見は未だ根強く残っており、医療用麻薬が必要な患者に行き届かないケースもあります。一方、医薬品として承認された医療用麻薬であっても、万一、不適切に使用（乱用）されれば、その依存性や呼吸抑制等の重篤な有害作用が生じ、北米で社会問題にまで発展したオピオイド・クライシスに見られるような問題も引き起

こしかねません。本邦では、薬物乱用防止教育が浸透し、諸外国と比較すると不正薬物の乱用は抑えられています。予断は許さない状況にあります。このように、医療用麻薬を適正に使用すれば、優れた効果を示す薬剤であることを国民に広く理解頂く一方、不正薬物の乱用防止とともに、適正使用が重要であることもあわせて教育・普及することが必要となります。このような医療用麻薬のベネフィットとリスクを広く教育・普及するには、医療用麻薬や不正薬物に関する深い知識を有し、各地域で国民の健康増進に活躍する本学会員こそが相応しいと考えられます。

そこで本制度は、青少年、学校関係者（教職員、保護者等）、患者/家族や地域の医療/介護スタッフなどに正しい知識を得てもらうため、医療用麻薬の適正使用（ベネフィットとリスク）と不正薬物の乱用防止に関する深い知識と高い教育スキルを有する薬剤師を育成し、各地域で教育・普及活動を行うことを目的としています。

【麻薬教育認定薬剤師が修得すべき知識と技術】

- ・ 医療用麻薬の現状を深く理解し、そのベネフィットとリスクを正しく伝えられる。
- ・ 医療用麻薬だけでなく、不正薬物や薬物乱用の実態に関する知識も持ち合わせている。
- ・ 青少年、学校関係者、患者・家族等を含む地域住民や地域の医療/介護スタッフなどに、それぞれのレベルにあわせて教育できる。

2. 資格更新要件（5年毎の更新）

麻薬教育認定薬剤師の認定を更新する者は、次の各項の要件を全て満たす必要がある。

（下線は 2016～2018 年度に麻薬教育認定薬剤師を取得した者に対する特別配慮）

- 1) 認定期間中継続して日本緩和医療薬学会の会員であること。
- 2) 5年間で所定の e-ラーニング講習（更新者用 2 講座）を履修していること。ただし、2016～2018 年度に麻薬教育認定薬剤師を取得した者については、初回更新時に限り、所定の e-ラーニング講習（2016～2018 認定取得者用 10 講座）を履修していること。
- 3) 5年間で当学会主催「麻薬教育認定薬剤師研修会」に 1 回以上参加すること。ただし、2016～2018 年度に麻薬教育認定薬剤師を取得した者については、初回更新時に限り、麻薬教育認定薬剤師研修会の参加は免除する。
- 4) 5年間で 5 回以上、青少年、学校関係者（教職員、学校薬剤師、保護者）、患者/家族や地域の医療/介護スタッフなど、所属施設外の方々に対して、緩和医療や医療用麻薬に関する講習会等（施設内勉強会等は不可）において、講師を務めること。

上記 1) ～4) の要件を全て満たした者は麻薬教育認定薬剤師の更新申請を行うことができる。

3. 麻薬教育認定薬剤師 e-ラーニング講習について

麻薬教育認定薬剤師用の e-ラーニング講習は、全て LMS にて実施します。e-ラーニングコンテンツは全 22 講座ありますが、そのうち、2 講座（21. 医療用麻薬の適正使用と不正薬物乱用の最近の動向（更新者用）、22. 医療用麻薬の適正使用と不正薬物乱用防止の普及活動（更新者用））が更新者用の e-ラーニング講習となります。ただし、2016～2018 年度に麻薬教育認定薬剤師を取得した方は、初回更新時に限り、下記の e-ラーニング講習（2016～2018 認定取得者用 10 講座）を受講してください。

2016～2018 年度に麻薬教育認定薬剤師を取得した方が初回更新時に受講する e-ラーニング講習 10 講座

1. 麻薬教育認定薬剤師のプロフェッショナリズム	16. 薬物依存の治療法
12. 不正薬物の種類と作用	17. 薬物乱用防止活動
13. 不正薬物の危険性	18. 薬物依存者の社会復帰
14. 不正薬物の乱用状況	19. 教育の学習理論
15. 不正薬物に関する周辺知識	20. 教育スキル

LMS での e-ラーニング講習の受講方法は、「麻薬教育認定薬剤師 e-ラーニング講習受講マニュアル」をご覧ください。

[麻薬教育認定薬剤師 e-ラーニング講習受講マニュアル（PDF ファイル）](#)

なお、資格更新に必要な e-ラーニング講習にかかる費用は下記の通りとなります。

【e-ラーニング講習受講料】

2021 年度以降に認定資格を取得した方の資格更新時（2 講座）	1,000 円
2016～2018 年度に認定資格を取得した方の初回更新時（10 講座）	無料

4. 麻薬教育認定薬剤師研修会について

認定後、次回の更新時までの5年間の間に、少なくとも1回は麻薬教育認定薬剤師用研修会に参加する必要があります。2021年度の研修会は、2022年1～3月の間にオンラインにて開催する予定です。詳細につきましては、また、ホームページ等でお知らせ致します。研修会の参加費は、3,000円となります。ただし、2016～2018年度に麻薬教育認定薬剤師を取得した方は、初回更新時に限り、講習会の参加は免除します。

5. 緩和医療や医療用麻薬に関する講習会等での講師について

麻薬教育認定薬剤師の認定取得者はその責務として、緩和医療や医療用麻薬に関する講習会等において、5年間で5回以上、講師を務めることが求められます。この講習会の教育対象者は、青少年、学校関係者（教職員、学校薬剤師、保護者）、患者/家族や地域の医療/介護スタッフなどと致します。自施設内のスタッフを対象とした勉強会等につきましては、麻薬教育認定薬剤師の目的から該当外と考えております。

条件を満たす講習会等で講師を務めた場合、所定の様式により「[講習会開催記録](#)」を作成してください。認定更新時には、この講習会開催記録に合わせて講習会の開催や内容を証明できる書類（会の案内やプログラム等、内容やタイムスケジュールの分かるもの）の提出が必要になりますので、更新時まで大切に保管しておいてください。

○条件を満たす講習会の例

- ・ 青少年（小学生、中学生、高校生、大学生）を対象とした講習会
- ・ 学校関係者（教職員、学校薬剤師、保護者等）を対象とした講習会
- ・ 患者やその家族を対象とした講習会
- ・ 地域住民を対象とした講習会
- ・ 他施設と同職種（薬学連携）を対象とした講習会
- ・ 他職種（医師、看護師、MSW、介護士、その他の医療従事者）を対象とした講習会
- ・ 実習生（薬学部実務実習生、その他医学部や看護学部等の実習生）を対象とした講義
- ・ 薬学部生を対象とした講義

^注）少なくとも1回は異なる対象者に対する講習会等を含めること

なお、同一施設・同職種のみが参加する勉強会（病院薬剤部や保険薬局内での部局員向け勉強会等）は条件を満たす講習会とは認められません。

6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下での 2020 年度の取り扱いについて

麻薬教育認定薬剤師の更新期間は、通常、5 年間としておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況下では、従来想定していた緩和医療や医療用麻薬に関する講習会等で講師を務めることが極めて困難であったことが予想されます。従いまして、2016～2018 年度に麻薬教育認定薬剤師を取得した方につきましては、2020 年度は更新期間の 5 年間に含めなくてもいいという措置を取らせて頂きます。ただし、この状況下でも、上記の更新要件を 5 年間で満たされた方は、予定通り 2021 年度内に更新することも可能です。

<更新期間の例>

- ・ 2016 年度（2017 年（平成 29 年）1 月 1 日に認定取得）に麻薬教育認定薬剤師を取得された方の更新期限は 2022 年度末（2023 年（令和 5 年）3 月 31 日まで）。ただし、2021 年度（2022 年（令和 4 年）3 月 31 日）に更新することも可能。
- ・ 2017 年度（2018 年（平成 30 年）1 月 1 日に認定取得）に麻薬教育認定薬剤師を取得された方の更新期限は 2023 年度末（2024 年（令和 6 年）3 月 31 日まで）。ただし、2022 年度（2023 年（令和 5 年）3 月 31 日）に更新することも可能。

※これまで、年毎の更新でしたが、今回から年度毎への更新に切り替えさせていただきます。

7. 資格更新の申請方法および申請書類

申請は、全て LMS 内で受け付けます。全て PDF ファイルあるいは画像形式（TIFF、JPEG、PNG など）にてアップロードしてください。様式が指定されている場合は下記よりダウンロードして作成の上、必要な場合は PDF 化してアップロードしてください。詳細につきましては、申請期間の前にホームページ等でお知らせ致します。なお、資格更新の申請料は 3,000 円となります。ただし、2016～2018 年度に麻薬教育認定薬剤師を取得した方は、初回更新時に限り、資格更新の申請料は 1,000 円とします。

○ 資格更新申請書類

- ・ 麻薬教育認定薬剤師 認定資格更新申請書（様式 2）
- ・ 薬教育認定薬剤師認定資格証の写し
- ・ e-ラーニング講習の受講修了証（更新者用 2 講座の受講修了証を LMS より出力。ただし、2016～2018 年度に麻薬教育認定薬剤師を取得した者は、初回更新時に限り、2016～2018 認定取得者用 10 講座の受講修了証を LMS より出力）
- ・ 麻薬教育認定薬剤師研修会の受講修了証（2016～2018 年度に麻薬教育認定薬剤師を取

得した者については、初回更新時に限り、麻薬教育認定薬剤師研修会の参加は免除)

- ・少なくとも5回分の「医療用麻薬に関する講習会開催記録」およびその講習会の開催と内容を証明できる書類（式次第等のタイムスケジュール等）※

※青少年、学校関係者（教職員、学校薬剤師、保護者）、患者/家族や地域の医療/介護スタッフなど、所属施設外の方々を対象に開催した緩和医療や医療用麻薬に関する講習会等の内容やタイムスケジュールが分かる案内やプログラム等を添付して、「どの部分が麻薬教育認定薬剤師としての講義か」を明確にしてください。なお、同一施設・同職種のみが参加する勉強会（病院薬剤部や保険薬局内での部局員向け勉強会等）は条件を満たす講習会とは認められません。

○ 資格更新申請期間

2022年3月を予定しています。詳細につきましては、追ってホームページ等でお知らせ致します。

○ 資格更新審査結果について

資格更新認定の結果はLMSよりメールでお知らせします。資格更新認定者には、後日、更新した認定証を郵送します。

- ・審査中に疑義が生じた場合は書類の確認をさせて頂く場合があります。
- ・資格更新認定者は、引き続き、ホームページ上の麻薬教育認定薬剤師名簿に、都道府県名、氏名、所属機関名、認定年度を掲載させて頂きます。あらかじめご了承ください。

8. 資格更新認定に必要な費用について

麻薬教育認定薬剤師の資格更新にかかる費用は下記の通りとなります。

対象者	e-ラーニング受講料	研修会参加費	更新認定料	合計
2021年度以降に認定資格を取得した方	1,000円（2講座）	3,000円	3,000円	7,000円
2016～2018年度に認定資格を取得した方の初回更新時	無料（10講座）	免除	1,000円	1,000円

9. 特別の理由による活動休止の手続き

海外留学、転勤等の長期海外渡航（同伴含む）、長期の病気療養、出産育児、介護等の特別な理由により、麻薬教育認定薬剤師としての活動を一定期間休止せざるを得ない場合、
「[麻薬教育認定薬剤師 活動休止申請書](#)」と証明書（例えば、海外留学の場合は招聘先からの書類の写し、病気療養の場合は医師の診断書、出産育児の場合は出産を証明する母子健康手帳の写し、介護の場合は要介護状態を証明する書類の写しなど）を提出してください。提出は、活動休止期間が決まり、申請書と証明書の準備が整い次第、下記事務局までメール添付にてお送りください。活動休止期間は、その年数を除き、5年間の資格の更新を保留することができます。活動休止期間は年単位とし、活動休止までの期間と復帰後の合計で5年間となる年に更新手続きを行ってください。ただし、期間を遡り活動休止申請することはできません。また、活動休止の理由等の内容によっては、資格更新の保留が認められない場合もあります。

10. その他

- ・本認定資格は当学会会員の資格を失った時点で失効します。
- ・資格更新後も5年毎の更新が必要です。更新申請が行われない場合、資格が失効します。
- ・住所等の変更は、会員専用ホームページから会員の情報を速やかに更新してください。

11. お問い合わせ

日本緩和医療薬学会 LMS 事務局

サポートリンク合同会社

〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目5-13 桜橋第一ビル304号

E-mail : info@sprt-link.jp

※現在、LMS事務局ではテレワークを実施しております。

テレワークに伴い、お問い合わせはメールにて対応させていただきます。

大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日本緩和医療薬学会 教育研修委員会

麻薬教育認定制度担当委員

中川 貴之（京都大学医学部附属病院 薬剤部）

伊藤 剛貴（草加市立病院 薬剤部）

佐伯 朋哉（横浜南共済病院 薬剤科）

田口 真穂（横浜薬科大学）

中島 美紀（有限会社キムラ薬局）

前田 桂吾（株式会社フロンティアファーマシー）

吉澤 一巳（東京理科大学 薬学部）

横山 郁子（神戸薬科大学 総合教育研究センター）